



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1454	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1455	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	(長寿社会課).....	2
1456	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	().....	2
1457	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
1458	有田川土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	3
1459	川辺町周辺土地改良区の役員の就任	().....	3
1460	県営ため池等整備事業の工事の完了	().....	3
1461	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
1462	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	4
1463	基本測量の実施	(技術調査課).....	4
1464	公共測量の終了	().....	4
1465	公共測量の作業期間の変更	().....	4
1466	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1467	道路の供用開始	().....	5
1468	道路の区域変更	().....	5
1469	〃	().....	6
1470	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

○ 人事委員会告示

11	平成25年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	6
----	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第1454号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年1月27日まで縦覧に供する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成25年11月26日
- 名称
特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら
- 代表者の氏名
武石正博
- 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町水尻74番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071500601	社会福祉法人守皓会	特別養護老人ホーム ありだ橘苑	有田市野639番2	指定介護老人 福祉施設	平成 25.12.1	平成 31.11.30

和歌山県告示第1456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071500601	社会福祉法人守皓会	特別養護老人ホーム ありだ橘苑	有田市野639番2	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 25.12.1	平成 31.11.30

和歌山県告示第1457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド和歌山北店

和歌山県和歌山市松江北二丁目672番262

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成25年和歌山県告示第973号

3 意見の概要

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (2) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

(3) 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番町23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成25年12月13日から平成26年1月14日

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1458号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成25年11月4日退任)

職名	氏名	住所
理事	石井憲	有田市千田1548番地

和歌山県告示第1459号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員(平成25年11月22日就任)

職名	氏名	住所
理事	市木久雄	日高郡日高川町大字下田原259番地1

和歌山県告示第1460号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 油河池地区
- 2 確定年月日 平成21年5月8日
- 3 工事を完了した時期 平成24年9月13日

和歌山県告示第1461号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6007			平成 25. 11. 25	田辺市中辺路町栗栖川 370-2	井本林業 井本佳志	木材	田辺市中辺路町栗栖川 370-2

和歌山県告示第1462号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上野字小屋谷579・580（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1463号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成26年1月6日から同年3月14日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡のうちかつらぎ町及び高野町、有田郡のうち広川町及び有田川町、日高郡のうちみなべ町及び日高川町、西牟婁郡のうち白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡のうち那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第1464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成24年11月12日から平成25年3月17日まで
- 3 作業地域 和歌山市の一部
総延長：3.5km

和歌山県告示第1465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があり、平成25年和歌山県告示第1153号にて公示したところであるが、同市長から作業期間を変更する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 変更前：平成25年9月9日から同年12月27日まで
変更後：平成25年9月9日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市の一部

和歌山県告示第1466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町岩田字方鹿1889番1地先から同町岩田字方鹿1890番1地先まで	旧	22.50 ） 28.80	50.00	
同上	新	22.50 ） 28.80	50.00	

和歌山県告示第1467号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岩田字方鹿1889番1地先から同町岩田字方鹿1890番1地先まで

供用開始の期日 平成25年12月13日

和歌山県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字池田2507番4地先から同市上芳養字中井2471番3地先まで	旧	5.40 ） 12.50	134.60	
同上	新	6.00 ） 58.40	134.60	

和歌山県告示第1469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩田保呂線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町生馬字山王1403番14地先から同町生馬字山王1393番4地先まで	旧	6.30 ） 35.40	251.50	
同上	新	6.30 ） 52.90	251.50	

和歌山県告示第1470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3185	岩出市中迫字尾崎6番1の一部、6番5の一部、7番1の一部、7番2の一部	和歌山市上町85番地の1 小柳隆男	平成 25.12.2	6.00	90.82
				6.00	30.78
				5.00	23.80

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成25年12月13日

和歌山県人事委員会事務局長 山本明史

平成25年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容・勤務先
一般事務・和歌山	2人程度	総務関係等の業務
一般事務・紀中	2人程度	有田振興局健康福祉部（湯浅町）又は日高振興局建設部（御坊市）における総務関係等の業務
土木	1人程度	日高振興局建設部（御坊市）における道路事業等に関する施工監理等の業務
化学	1人程度	環境生活部環境政策局環境管理課（和歌山市）における公害の規制指導及び環境施策の企画立案等の業務
農業	1人程度	海草振興局地域振興部（和歌山市）における農業経営指導及び花きの振興対策等に関する業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容・勤務先
一般事務・和歌山	4人程度	県土整備部県土整備政策局技術調査課（和歌山市）、子ども・女性・障害者相談センター（和歌山市）又は精神福祉保健センター（和歌山市）における総務関係等の業務
一般事務・紀北	1人程度	那賀振興局健康福祉部（岩出市）における総務関係等の業務
学校事務	1人程度	県立紀北工業高等学校（橋本市）における総務関係等の業務

この表の試験区分のうち「和歌山」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡

採用予定人員及び主な職務内容・勤務先は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。採用後の勤務先は、組織の統廃合等により他の地域に変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（30題） <出題分野> 社会科学、人文科学及び自然科学に関する一般知識並びに文章	1時間30分

			理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成26年1月26日（日） 午後1時	和歌山市	平成26年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成26年2月中旬	和歌山市	平成26年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から、画面の指示に従って申込手続きを行うこと。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成25年12月24日（火）から受付を開始し、平成26年1月10日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年12月24日（火）午前10時から平成26年1月6日（月）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請システム内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請システム内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票を書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成26年3月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末、年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山	(A) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、祝日、 年末、年始
	(B) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	
一般事務・紀北	午後2時40分から午後5時30分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、祝日、 年末、年始
学校事務	午後1時55分から午後4時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、祝日、 年末、年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成25年4月1日現在）である。

なお、育休任期付職員については、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

①育休任期付職員

試験区分	初任給	適用給料表
(一般事務・和歌山) (一般事務・紀中) (土木) (化学) (農業)	144,500円	行政職給料表

②任期付短時間勤務職員

試験区分	初任給	適用給料表
(一般事務・和歌山(A)) (一般事務・紀北) (学校事務)	52,827円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
(一般事務・和歌山(B))	71,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前9時(開示期間の初日は合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

採用後は、パソコン操作に関する基本的な知識が必要となる。

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。